#### 紹 介

## 続 ・台湾監察院見学記

目次

第二章 監察院の職権 第一章 序章 はじめに 第一節 監察の歴史と展望 弾劾

第二節 第三節 譴責 (糾舉)

第四節 改善策 (糾正案) の提示

調査 弾劾権・譴責権と改善策提示権の相違

第五節

第三章 市民の苦情申立 第一節 第六節 監察院の職権の範囲 巡回監督(巡回監察)

恩

地

紀代子

監察院への苦情申立方法

苦情申立書の処理方式

第四節 調査の完了と再調査申請の 可否

第四章 まとめ

第五章 わが国の行政相談制度との対比における若干のコメント

序章 はじめに

とに日本経営実務法学会・波光巌理事長 筆者は、 昨年の夏たまたま、台湾の監察院を訪問する機会を得た(日本政治学会理事・酒井正文団長引率のも [当時]をメンバーに含む台湾調査団に同行することが許された。

本誌四一巻二号一二三頁・恩地紀代子「台湾・監察院見学記」)。以下は、主に、その折り入手した資料に基づき、

ひきつづき監察院について紹介するものである。

台湾の政治制度は、 わが国と異なり、 五権分立であり、 立法権・司法権・行政権のほかに、 監察権、

ある。

監察院は、

五権憲法によって、独立して職権を行使し、五権のうちの監察権

(行政機関の業務・施設等や公務

けて、その公務員に不適切な行為があるかどうかを調査し、 員の行動を監督する等の権限)をつかさどっている。 中央・地方行政機関に対し巡回監督を行なったりしている。 監察院は、 その結果、 監察権を行使するため、 違法行為等がある場合には、 例えば、①市民の苦情申立を受 市民の苦情申立を受け 弾劾を行な

う。

②ある公務員が、そのポストに相応しくないと思われる場合には、

他のポストに移すよう、

その公務員の属

付けて調査したり、

5

各道巡按御史

(中央官僚)

地方で官の横暴により冤罪等に苦しんでいた市民は、

彼らを正

145

(145)

るなど、 は政治的任命で、 裁判官・公務員・大学教授の職にあった者であるとか、 委員は、 地方の行政機関に対する巡回監督は、 察院に報告することになっている。監察院はその他にも、 する機関 一定の資格要件を充足していなければならない。 院長・副院長を含めて二九名おり、 の長に要請する。 任期は六年である)。 この要請を受けた機関の長は、 監察院に属する監察委員が、 監察委員は、 監察委員になるためには、年齢三五歳以上で、中央議員・地方議員 地方を巡回監督する際にも、 専門職・技術職の高等文官試験に合格し従事した者であ 監察院組織法三条の一。 その公務員を他のポストに移したときは、 ③中央・地方の行政機関に対する巡回監督を行なう。 数名ずつのグループに分かれて行なう 従前は選挙によったが、 地方の行政機関を視察するだ その旨を監

### 第一 章 監察の歴史と展望

けでなく、

直接市民の苦情申立を受け付けている。

れ、 の監察権を掌握し、 前二四六年~紀元前二〇六年・紀元前二〇六年~紀元二二〇年)に、 監察は、 御史についても、 中 国で独自に発展した制 御史が監察業務の任にあたった。君主独裁制の下での監察機関は君主の奴隷であると考えら 皇帝のスパイ 度である。 (皇帝権力の維持という必要悪)のようなイメージがあったとされている。 中 国の監察制度の歴史はかなり長い。 御史府 台 が組織され、 まず、 秦 中央の行政組織 漢 の時代

隋 • :史台に代えて都 僚の監察が行なわれた。その後、 唐の時代 (五八一年~六一八年・六一八年~九〇四年) には、 察院が設置された。 が派遣されると、 明・清の時代(一三六八年~一六六四年・一六六四年~一九一一年)には このとき、 地方監察制度が徹底され 監察機関として御史台が設置され、主に文武 地方統治の掌握 中央の都察院

?)』のなかで、良き政府とは市民が満足感・幸福感を味わうことのできる政府であり、監察院こそが市民の後 でなく、より積極的に、人権の保障、 については後述、 五権憲法を提唱し、監察院が設けられて今日まで、監察制度の歴史は、二〇〇〇年にわたる。 義の象徴としてとらえ、彼らが巡回してくるのを待ち望み、 ることを前提に、ただ単に消極的に公務員の行為を正したり、弊害を取り除いたり、業務を推進したりするだけ 弾劾・譴責(糾舉)を行ない、あるいは行政機関に改善(糾正)を検討するよう促すと述べている ろ盾となって、行政機関の業務・施設等や公務員の行動に法律違反や職務怠慢があった場合には、 現在、 監察院は、市民向けのパンフレット『監察院はあなたのために何ができるか?(監察院能為你做什麼事 第二章)。また、監察院は、自身について、時代の進展につれて監察院の地位や権能が変化す 勧善懲悪の推奨をなさねばならず、 窮状を訴える風潮も生じたという。(4) 将来的には、 積極的に監察権を行使し その後、 法律に基づき (職権の内容

# 第二章 監察院の職権

なるべきであると述べている(第四章参照)。

て、市民の人権を保障し、行政の効率性を高めて、

市民の恨みを取り除き、監察院は慈しみのある「人権院」に

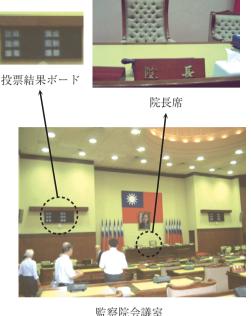
中央機関・ (監察法第四章)。 監察院は、 監察院の関係委員会における審議・決定を経て、行政院およびその下部機関に対して、改善策を提示する 譴責権 地方機関の巡回監督や調査等を行なう。以下、弾劾権、 憲法が定める国家最高の監察機関であり、その権限として、公務員に対する弾劾権 (監察法第三章) を行使する。また、監察院は、行政院およびその下部機関の業務・施設等を調( そして、それらの任務を果たすために、監察委員は、 譴責権、 市民の苦情申立書 改善策の提示等について、順にみて (陳情書) を受け取り、

146

#### 第 節 弾劾

行使するにあたっては、 監察院の弾劾権の対象となるのは、中央機関の公務員と地方機関の公務員である。ただし、 当該公務員に、 法律違反あるいは職務怠慢がなければならない。 監察院が弾劾権を

まずは、 央機関・地方機関の公務員に対する弾劾事案は、 監察院において全二九名の監察委員のうち少なくとも二名の監察委員が、 憲法・監察法の規定により、 法律違反または職務怠慢が明 次のような手順で処理される。



監察院会議室

れる。 刑法または軍事法に違反していると判断したと 認され、 委員によって審議され無記名投票方式で表決さ 劾事案は、 に弾劾の申請を行なう (監察法六条)。その弾 該公務員の処分は公務員懲戒委員会で審議され 員会という組織に移管する らかであると判断する公務員について、 のためその事案を司法院のなかの公務員懲戒委 、監察院が、 その結果、法律違反または職務怠慢が確 弾劾案が決定すると、 申請した委員を除く九名以上の監察 弾劾された公務員の違法行為が (監察法八条)。 監察院は、 監察院 処分

きは、 たは軍事裁判所に移管しなければならない)。 監察院は、 当該事案を公務員懲戒委員会に送付するとともに、 法律に基づく処理のため、

員三名以上の審議・決定後、 あり処分に値すると判断したときは、委員一名以上で譴責文書を提示することができる。 監察院の監察委員は、 公務員に職務の停止または至急の是正を要するような法律違反あるいは職務怠慢行為が 譴責事案を、譴責された公務員の上司または責任者に通知しなければならない 監察院は、 他の監察委

譴責を受けた公務員の違法行為が刑法または軍事法違反に関係するときは、

処分のため相

刑法または軍事法違反に関係する部分を除き)、譴責を受けた公務員を一カ月以内に公務員規律法(公務員懲戒 譴責を受けた公務員の上司または責任者は に従って処分しなければならない(監察法二一条)。 (司法裁判所または軍事法裁判所によって分離して処理されるべき 当の司法裁判所または軍事裁判所に移管しなければならない)。

察法一九条。もしも、

けた公務員が、 察委員は、 律の規定に従って処理しないとき、またはその処分が二名以上の監察委員によって不適当と判断されたとき、 きには、監察院にその理由書を提出しなければならない。もしも、 上司または責任者は、 当該譴責事案を弾劾事案に改め、譴責を受けた公務員を弾劾することができる。このとき、 弾劾により処分された場合は、譴責を受けた公務員の上司または責任者は職務怠慢の責任を負わ (監察法二二一条)。 譴責を受けた公務員の職務の停止や至急の是正をするが、そうすべきでないと考えると 譴責を受けた公務員の上司または責任者が法 譴責を受

なければならない

相当の裁判所ま

んなわ

以上のように、

監察院は、

弾劾権

譴責権および改善策提示権を有するが、それらは、

第三節 監察院が改善策を提示する対象は、 改善策 (糾正案) の提示 行政院およびその下部機関 (行政院及其所屬各機關) である。 行政院およ

びその下部機関の業務および施設 (交錯及設施) 等に法律違反・職務怠慢がある場合に、 改善策提示権が行使さ

監察院は、 行政院・各省・各委員会の所管事項に応じて若干の委員会を設け、 切の施設を調査し、 その法律

行政院およびその下部機関の業務および施設等を調査し、

監察院の関係委員会

(憲法九六条は

違反または職務怠慢の有無を注意することができる」と規定している) (9) 行政院またはその下部機関に提示する(監察法二四条)。 による審議・決定を経て、 それらに関す

る改善策を、

れる。監察院は、

又は適切な措置をとるとともに、 行政院および所管の各省・各委員会は、 監察院に改善事項または措置について文書で回答しなければならない。 行政院が提示した改善策を受け取ったときには、 直ちに改善を実施し

は、二カ月以内に回答がないときは、 (監察法二五条)。 行政院が監察院の質問に対して回答をしないとき、 関係委員会の決議を経て、 回答責任者に対しその理由を質すことができる あるい は監察院が回答内容を不十分と判断

したときは、 監察院は、 回答責任者に対して、譴責あるいは弾劾をすることができる。

第四節 弾劾権 譴責権と改善策提示権 の相違

相違している。 つまり、 弾劾権・譴責権は、 中央機関・地方機関の公務員に法律違反・職務怠慢があるときに、

務員の上司または責任者に公務員に対する譴責文書の提示がなされる。 監察委員によって行使され、 懲戒機関に弾劾され、 あるい は 法律違反・ それらの目的は、 職務怠慢で処分に値すると判断された公 法律違反・職務怠慢の

(149)149

	弾劾権	譴責(糾舉)権	改善策(糾正案)提示権
権限行使の根拠	公務員の法律違反ある いは職務怠慢	いは職務怠慢があり,	行政院およびその下部機 関の業務・施設等に違法 あるいは職務怠慢がある とき
権限行使の対象	中央・地方機関の公務員		行政院およびその下部機 関
提案・審査・決定	監査委員二名以上の提 案,九名以上の審査・ 決定		監察院の関係委員会の審 査・決定
移管機関	公務員懲戒委員会	公務員の上司・責任者	行政院およびその下部機 関
目的	懲戒処分	公務員懲戒委員会の規 定により処理し、とり あえず停職または至急 の是正をすることがで きる	行政の機関に注意改善を 促す
刑事部分	公務員の違法行為が刑法・軍事法に違反しているときは,同時に司法裁判所・軍事裁判所に移管して処理	法・軍事法に違反して いるときは, 同時に司	なし

第五節

律により調査権が与えられている。 程を経る必要がある。 改善策を提示するが、そのためには、調査の過 連法令の規定により、 るためには調査が必要であり、 以上のように、監察院は、憲法・監察法・関 調査 つまり、 弾劾権・譴責権を行使し、 監察院には、法 監察権を行使す

そして、監察院の調査方式には、①派遣調査

者は性質が異なり、行使の方法や対象も異なる。 を促す。したがって、弾劾権・譴責権は人に対 およびその下部機関に提示され、その注意改善 監察院の関係委員会の審議を経たあと、行政院 び施設等に法律違反・職務怠慢があるときに、 善策は、行政院およびその下部機関の業務およ 公務員を懲戒することである。これに対し、 して行使されるものであり、改善策提示権は事 (事情) に対して行使されるものであり、 改 両

案あるい

、は問

近遣調 (院派委員調査) は、 監察院が派遣する監察委員による調査である。 監察院は、 市民の苦情申立

輪番制で監察委員を派遣して調査を行なったり、

あるい

は

監察院会議

② 自

主的

調査、

③委任調:

査がある。

記されている事項を調査するために、

する。比較的重大な事案については、 と呼んでいる。 委員会会議の決議に基づき、 輪番派遣委員調査は、 推薦あるいは輪番で監察委員を派遣して調査を行なう。これを、 監察院あるい 監察委員が、 は関係委員会の会議の決議に基づき、 全監察委員の委員会における席次により順に持ち回 推薦派遣委員二名ない 派遣調査 りで担当 派 查

し三名の小グ

ループが組織され、

調査が行なわれる。

した委員と、すでに調査を行なっている委員とに通知し、 院による派遣調査あるい 的調査を行なうときは、 を受け取り、 自主的調査 調査を行なう必要があると判断したときは、 (委員自動調査) まず、 は他の監察委員による自主的調査がなされているなら、 は、 監察業務処に登記しなければならない。このとき、 監察委員の自主的な調査である。 当該事案は共同処理される。 自主的調査を申請することができる。 監察委員は、 監察業務処は、 同一事案についてすでに監 市民の苦情申立書 もしも、 その旨を、 監察委員が 監察委員が自主 関連 泊主

を得て、 えるときは、 行なわせることができる。 調査を申請した事案が比較的特殊な性質のものであれば、 あるいは申請した委員の情報に基づき、その特殊事案に詳しい委員を指名のうえ派遣して、 自主的調査の登記申請を見合わせることができる。 なお、 監察委員は、 一人あたり、 まだ調査を完了していない事案の件数が二〇件 監察院の院長は、 自主的調査を申請した委員 共同 0 を超 查 同

委任調 題の (委託 調査を他の機関に委任することができる。 有 關 調 查 は 他 の機関に委任する調査である。 委任を受けた機関は直ちに調査を開始し、 監察院は、 必要と判 断するときに、 特定 調査の結

(151)151

捜査審理中の事案については、捜査非公開および司法裁判の独立の精神を尊重し、原則として、 遣調査に改め、受任機関の遅延責任を追及することができる。 をするように促すが、監察院からの督促を受けても、受任機関が回答をしない場合には、監察院は委任調査を派 果を文書で監察院に回答しなければならない。 および監察院の公務員も含まれ、 ちなみに、監察院が調査権を行使する対象には、行政院およびその下部機関・公務員のほか、 法律違反・職務怠慢の有無を調査できる。ただ、監察院は、 監察院は、二カ月以内に回答がないときは、 受任機関に迅速処理 検察庁・裁判所が 調査することが 司法院・考試院

轄市・各県(市)政府およびその下部機関である。

の処理およびその他の事項、 務員の法律違反と職務怠慢の有無、 監察委員の巡回監督の主要な任務は、 を監察することである。 ④改善策の執行状況、 ①各機関の政策・計画・予算執行状況、 ⑤市民の生活および社会状況、 ②重要な政令の執行状況、 ⑥市民の苦情申立

ば、 が割り当てられ、 で、各地域に地方巡回監督グループとして委員が若干名ずつ配置される。 監察委員による地方機関巡回では、台湾、 当時の巡回監督グループは、右上表のようになっていた。 各グループは、 年に一度、 澎湖、 輪番制で交代する。 金門、 馬祖の地域が一三の巡回地域に分けられ、 筆者が同行した調査団に配布された資料によれ 各委員には、 特定の巡回監督責任区域 地域 単位

# 第三章 市民の苦情申立

である。 証拠を列挙しているときは、 そのなかで、 本章では、 市民が、 市民の苦情申立についてみることにする。 行政機関あるいは公務員の法律違反・ 弾劾・譴責の権限を行使する。 監察院および監察委員は、 職務怠慢の行為について、事実を詳細に述べ、かつ 市民の苦情申立は、 監察院が監察権を行使する理由 市民から苦情申立書を受理し、

受理された苦情申立書の処理過程、 以 下 市民の苦情申立に関 監察院が苦情申立を受理する対象範囲、 市民が処理結果を知る方法や再調査申請の可否などを、 市民の監察院 への苦情の申し立て方、 順に見ていく。

153 (153)

弾劾・譴責をする理由がないし、

行政院およびその下部機関の業務・施設等に妥当性を欠く状況がなければ、

察院には改善策の提示をする理由はない。

第一

節

監察院の

職

権

の範

譴責 事実を詳細に述べ、 市民が、 ・改善策の提示をしなければならない。換言すると、公務員に法律違反・職務怠慢がなければ、 公務員あるいは行政院およびその下部機関の業務・施設等の法律違反・職務怠慢の状況を知った場合 かつ、 関連する資料を添えて、苦情申立書を提出すると、 監察院あるいは監察委員は、 監察院には

ても、 監察院の職権行使の範囲ではなく、 民意の代表である場合は、 に敗訴の判決をしたので再度審理をして欲しい」という種類のものであるときは、 たちに甚大な損害を与えた」とか、③「交通事故について裁判で争ったが裁判官が相手の味方をしてわざと自分 籍役場の公務員が地域社会の母親たちと一緒に互助会を結成したが悪意で互助会を潰して金銭を持ち逃げし母親 を受けているため、 ると判断するときに、 が選挙で再選するために外国視察の名目を借りて選挙区内の村長を招待し海外旅行をさせた」とか、② 事案が、 ①監察法の規定によれば、監察院は中央・地方の行政機関の公務員に法律違反あるい 改善策を提示し、その注意改善を促すものであるから、 当該公務員と地域社会の近所の母親たちとの金銭上の「私法上の権利に関する争い」であれば 市民からの苦情が年間二~三万件寄せられるが、(1) かえって市民を落胆させることもある。例えば、 弾劾権・譴責権を行使し、 監察院の職権行使の対象に属さないし、②公務員の身分を有する者に関する苦情であっ ③市民が司法に判決を請求するには司法手続に従うべきであり、 行政院およびその下部機関の業務・施設等が妥当性を欠くと判 監察院は、 市民の苦情の内容が、 市民の苦情申立の対象が公務員ではなく その職権範囲および関連法令の 監察院の職権の範囲ではない。 ①「民意の代表 は職務怠慢 監察院は 制 限

ちなみに、

市民は、

監察院に申し立てる苦情申立の内容に秘密保持の必要がある、

あるい

・は市民の姓名

するべきであり、 (13) はできないからである。市民は、苦情申立の内容が、私法上の紛争に関するものであれば、(空) 解決するべきであり、行政不服申立 裁判官の判決について、 監察院へ持ち込むのではなく、 職務上の怠慢がなかったかどうかを判断するだけで、裁判官に代わって判決を下すこと (訴願) や行政訴訟を提起しうるものであれば、 相応しい他の手続によって救済を求めるべきとされる。(4) それら行政救済により 司法救済手続により

第二節 監察院への苦情申立方法

第一款 苦情申立方法と秘密保持

市民が監察院に苦情申立をするには、

①監察院の苦情申立センターまで足を運び、その日の当番

(日直)

苦情申立書を郵送あるいはファックスで監察院に送る、 ②監察委員が地方機関を巡回監督する際、 ④監察院のウェブサイトの苦情申立ポストを通して苦情 巡回監督の委員に苦情申立てをする、

申立てをする、という方法がある。

市民は、苦情申立てをするにあたって、

苦情申立書を準備し、そこに、

政府機関あるいは公務員にどのような

察委員に苦情申立てをする、

訴訟あるいは民事訴訟・刑事訴訟を経たものであれば、その経過を詳しく述べ、かつ、関連する文書および あるい 番号・身分証明書の統一番号を正確に記さなければならない 法律違反・職務怠慢があるかという事実を詳細に明記し、 類の抄本を添付しなければならない。 は授権状を添付しなければならない)。 市民は、その苦情申立事案が、すでに行政不服申立 証拠を添えて、 (他人の代理として苦情申立をするときは、委任状 姓名・性別・ 年齢・ 職業 (訴願 ・住所 訴訟

を尊重する。したがって、市民は、苦情申立内容に秘密保持の必要があると判断するとき、あるいは苦情申立人 る。しかし、それに加えて、監察院は、苦情申立人が姓名等の公表を望まないとの意思を表明したときは、 若干付言すると、監察院自身も、市民の苦情申立事案が、公表してはならない特殊な性質のものであったり、関 の身分に秘密保持の必要があると判断するとき、苦情申立書に身分あるいは姓名を記す際に、「秘密保持」 連法令が公表してはならない旨を規定しているときは、職権により、苦情申立人の姓名・身分を秘密裏に処理す それ の文

に秘密保持の必要があると考えるときには、苦情申立書に「秘密保持」を求める旨を記すことができる。この点

うか、監察院の職権行使の範囲・対象に属するかどうか、監察院への苦情申立ではなく行政救済・司法救済の手(fi) (fi) というのではなく行政救済・司法救済の手まず、監察法および関連規定により、苦情申立内容に応じて、監察院がすでに同様の事案を受理していないかどもず、監察法および関連規定により、苦情申立内容に応じて、監察院がすでに同様の事案を受理していないかどや苦情申立事案の処理の過程を理解させる。市民が監察院に苦情申立を行なうと、苦情受理センターの職員は、や苦情申立事案の処理の過程を理解させる。市民が監察院に苦情申立を行なうと、苦情受理センターの職員は、 前記調査団員が、 続をとるべきものかどうか、 字を記入すれば、 申立をする際には、 (陳情受理中心)について説明をする。監察院は、監察委員が市民の苦情申立を受理するのを補助するために、 九九五年、 市民は、 特定の監察委員に対して苦情申立を行なうこともできる。この点に関連して、まず、 特定の監察委員への苦情申立の可否 監察院内に苦情受理センターを設置した。苦情受理センターは、第一線で、苦情申立人に監察法規 二〇一一年夏、 監察院は、市民の請求により、苦情申立事案を秘密裏に処理する。なお、市民が監察院に苦情 いかなる費用も納付する必要はなく、返信用封筒を添付する必要もない。 苦情申立書と添付資料に漏れがないかどうかを調べる 監察院を訪問したときのものである。このとき、 陳進利・監察院副院長から、 (次頁の写真は、 苦情受理センター 筆者を含む

(156)



苦情受理セ

苦情申立人を、その日の当番 に苦情申立を行なうときには、 項の補充を求めたなら、 苦情受理センターの職員が、 である」との説明を受けた)。 「センター受付窓口で市民の苦情申立を受け付けているのは、 (日直) の監察委員か、 その日の当番 苦情申立人に監察院の事案処理の状況を説明する。このとき、 (日直) 市民の苦情申立事案が、 苦情受理センターの職員は、 その日の当番 の監察委員に接見させる。 (日直) の秘書が接見し、その苦情申立を受理する。 (日直) すでに監察院によって処理された事案であるときには の秘書か、 まず、 監察委員や正規職員ではなく、 市民は苦情申立のために監察院に行けば、 苦情申立の内容を確認して、 あるいは苦情受理センターの職員かによって、 苦情申立人が関連事 市民が初めて監察院 ボランティア職 分類したの その

H

の当番

では、 直 は、 監察院の苦情受理センターに、受付時間内 の苦情申立事案を処理し、必ず市民の苦情申立の権利を保障する。 接見・処理され、 る。 日の当番 時半~五時半)に足を運べば、その日の当番 .名簿は非公開である。 その理由は、 その監察委員が監察院の苦情受理センターで当番 そういうわけで、市民は、 直接苦情申立をすることができる。 監察委員が毎日一名 日直 市民は、 監察院は、 の秘書に、 特定の監察委員に対して苦情申立を行ないたいとき すべて、監察法および関連規定により、 (院長・副院長を除く)、当番 規定により処理してもらうことができる。 苦情申立書および関連資料を用意して、 法務部編制 とはいえ、 (午前九時半~一二時半、 (日直) 中央機関主管秘密項 実は、 (日直) の委員あるい (日直) 監察委員 をしている をして

も可能である」との説明を受けた。

そのため、市民に誤った情報を提供するのを避け、関連法令を遵守するため、監察院は、現在のところ、日直委 院において、陳進利・監察院副院長から、「市民はどの日にどの委員が当番であるかを電話で問い合わせること 参考にされるだろう」と市民向けパンフレットに記しており、筆者を含む前記調査団員も、二〇一一年夏、 員の名簿を公開していない。しかし、現実には、監察院は、「市民の陳述する意見は、 るからである。監察委員には、調査事案調整の必要など、ときにより、 彙編」により、 どの監察委員がどの日に当番であるかという日直の期日は、 日直時間を変動させる状況が発生する。 監察院の秘密項目の一つとされてい 将来の制度改正にあたり

とただちに苦情申立書と関連資料を準備して、巡回期日のうち市民の苦情受理のためにあてられた日時に、 監察院ウェブサイト「巡回監督行事暦」などで、監察委員が地方の機関に巡回監督する期日と場所を確認したあ 委員が地方の機関を巡回監督しているときに、直接苦情申立をすることができる。地方巡回については、市民は してきた監察委員に苦情申立を行なうことができる。 その他、市民は、苦情申立書を、郵送の方式によりその監察委員に届けることもできる。あるいは、その

というように、市民は、特定の監察委員に対して苦情申立を行なうことができる。

第三款 特定の監察委員への調査請求の可否

あるいは関連資料により調査を行なう必要があると判断したとき、自主的調査を申請することができるが、その に対して苦情申立の調査を請求することはできない。 とはいえ、 右のように、 市民は、特定の監察委員に対して苦情申立を行なうことはできるが、特定の監査委員 既述のとおり、 監察委員は、 市民の苦情申立書を受理し、

人が、

案を特定の監察委員により調査してもらうすべはない。 書は、輪番派遣委員(輪派委員)の調査をするように意見を申し述べる あるいは、 そのため、 場合を除いて、 行政機関の業務・施設等が妥当性を欠くことを発見し、 監察業務処の秘書 原則として、 受理した市民の苦情申立書をまず監察業務処に引き渡し、 (簽案秘書) が、 事案を処理する過程で、 それが証拠により明白であったとしても、 公務員に法律違反や職務怠慢があること (建議) ので、 規定により処理をする。 市民が、 その苦情申立事

第三節 苦情申立 一書の処理 方式

第一款 苦情申立の処理方式

監察院は、

して調査する 務怠慢、 あるいは機関の業務・施設等の妥当性欠如について、証拠が明確であると判断したときは、委員を派遣 関係機

市民から受理した苦情申立書を次のような方式により処理する。つまり、

①公務員の法律違

関あるいは上級機関に文書による説明・関係資料の提供を求める、 (派遣調査)、②苦情申立の内容について、さらに確認する必要があると判断したときは、 ③苦情申立の内容が専門的・政策的、

あるい

係行政機関の業務や措置について意見や参考となる性質を有していると判断したときには、 は改善にわたる性質を有すると判断したときには、 監察院の関係委員会により審議する、 ④苦情申立事案が 関係機関に郵送して

行政訴訟の手続をとることが適切であるとき、 処理の参考に供する、 監察院 ①苦情申立の対象とされた公務員あるいは内容が監察院の職権行使の範囲に属さないとき、 への苦情申立よりもむしろ苦情対象とした機関の上級機関 ⑤次の場合、すなわち、⑦苦情申立の対象とされた公務員あるいは機関の処理に誤り への訴願 (行政不服申立)・ の苦情申立 裁判所 が

②苦情申立の事案が既に行政救済あるいは司法の捜査

(159)159

裁判の手

このとき、 るとき、①苦情申立の内容が曖昧で、実質を欠き、単なる中傷であるとき、 (55) 分については、 上あるいは公務員の意思疎通との関係で、 情申立人に伝えることができる。苦情申立人は、行政機関の回答を受け取ったあと、 他の機関に委任すると、受任機関は直ちに調査を行ない、調査の結果を監察院に文書で回答しなければならない に委任して調査を行なったり、資料の提供を求めることもできる。監察院が、特定の事案あるいは問題 るものではない。 監察院が調査権を行使する方式は、 とするときには、 を求めることができる(②) がないとき、には取り扱わず苦情申立人にも回答しない。ちなみに、監察院が処理の方式として行政機関に説明 苦情申立人が、すでに繰り返し文書で回答されている同一の事案について、新たな証拠なしに、たえず申し立て りあえず、 続に入っていて、とりあえず、その結果を静観するべきとき、⑦すでに上司に対して不満が伝えられており、 市民の苦情申立事案を受理したあと、弾劾権・譴責権を行使しようとするとき、あるいは、改善策を提示しよう あると判断したときには 苦情申立人を待たせる時間を短縮するため、 上司の処理を静観するべきとき、には苦情申立人にその旨直接回答する、⑥次の場合、 再度、 つまり、 必ずあらかじめその事案について調査を行ない、真相を明らかにしなければならない。ただ、 文書で陳述し、 監察院は、事案の性質により、苦情申立の内容について、より以上に確認をする必要 (証拠資料が不充分であったり、 理由は、 輪番派遣委員の調査 苦情申立人を待たせる時間を短縮するためである。既述の通り、 資料を以て明らかにし、 誤解があるかないかを確認し、 監察院は、 (派遣調査)・委員の自主調査 関連する行政機関が数多い場合もある)、 監察院に対して補充して苦情申立をすることが 事案の性質および必要により、 回答の内容が事実に合致していない ⑦匿名の文書で、かつ具体的な証拠 回答の内容について、法令 (自主的調査) すなわち、 その回答を苦 関係機関 監察院は の調査を

きる。

監察院は、

受任機関から返送された回答の内容により、

事案に公務員の法律違反・職務怠慢あるいは行政

(160)

きる)。ただ、市民は、

当該苦情申立事案に関して補充説明や関連資料の再提出を求める場合、

するために必要と判断するときには、 彼らと話すことはできない(もっとも、

職権により、

苦情申立人に問

い合わせて、

機関の業務 ・施設等に妥当性を欠く状況があるかないかを判断して、 処理する。

る。 は、 を送り続けるが、新たな事実のないとき、⑤苦情申立の内容が曖昧で、実質を欠き、単なる中傷であるときであ をして回答をしているとき、④苦情申立事案がすでに文書により回答されているのに、 所在不明となったとき、③苦情申立人が短期間に次々と送付する類似内容の文書につき監察院がすでに一括処理 の文書受理・処理に関する法」一三条が定めるところの、①匿名の文書であるとき、 なされないのは、 苦情申立人は 原則として、 法令の規定により外部に漏らすことができない事項であるとき、 市民の苦情申立事案の全てに対して、 右諸方式により処理された苦情申立に対する結果を、 処理の結果を苦情申立人に回答する。 監察院からの回答によって知る。 および「監察院における市民 ②苦情申立人が死亡したり 苦情申立人が続いて文書 例外的に、 口

また、法務部 ない。その理 ちなみに、市民は、 そうして、苦情申立人は、ひとたび苦情申立書を提出すれば、 調査状況、 したがって、 編制 一曲は、 調査の結論、 『中央機関主管秘密項目彙編』の規定により、 法律により、 回答を受ける前に、苦情申立事案に係る調査委員・調査協力委員などに接触することはでき 市民は、 苦情申立人に回答される前の調査報告等は、 事前に監察院における苦情申立事案の調査委員・ 監察委員が独立して権限を行使し、不当な干渉を受けるのを避けるためであり 調査事案の内容、 あとは監察院の処理の結果を待つ立場になる。 監察院の秘密項目の一つに属するから 調査協力委員等の姓名を知 調查委員·調查協力委員

調査委員・調査協力委員の側は、苦情申立事案あるいは調査事案を処理 事件の経緯を整理することがで (161) 161

再度文書の方式

の専用電話に電話して、事案番号あるいは苦情申立人の姓名を告げれば、そのような市民のために監察院が設置 擁護する。 で監察院に提出すれば、 ている担当者が、苦情申立事案に対する処理の進捗状況および関連する情報を提供する。その他、苦情申立人 また、 市民は、 監察院は受け取ったあと、それも合わせて事案を詳細に斟酌して処理し、 苦情申立事案に対する処理の進捗状況を知りたければ、 監察院苦情申立受理セン 市民の権益を ター

議された場合を除いて、すべて監察院の掲示場に公表されるとともに、 事案の関連情報を問い合わせることができる。 立ポスト問合せ区 が苦情申立事案に対する処理の結果を問い合わせるのに便利なように、 (陳情信箱査詢専區)」を立ち上げている。 弾劾・譴責は、 市民は、 審査を経て決定・成立したあと、 いつでもウェブサイトを通して苦情申立 監察院公報に登載される。また同時に、 監察院のウェブサイトがすでに<br />
一苦情申 公表しないと決

### 苦情申 寸. の処理 期間

監察院のウェブサイトにも公表される。

カ月、 の性質により るように文書で要請することができる。受任機関が期日を過ぎても回答しないとき、 市民の苦情申立書の要旨に基づき、 どにより、 二九条の規定により、文書による督促を行なう。監察院の輪番派遣委員が調査する事案では、 苦情申立の処理期間は、 特殊重大な事案は約一年である。 推測される日程で処理をする。 律では ない。 監察法三〇条の規定により監察院が他の機関に調査を委任する事案では、 苦情申立事案の性質・複雑さの程度・関連する行政機関の多寡・証拠資料の充分性な 調査を委任する事項を示し、委任された機関に二カ月以内に監察院に回答す 調査事案の内容・範囲 般的な事案の調査期間は約三カ月、 ・複雑さの程度を勘案して、 重大な事案の調 監察院は、 調査の期限を決める 原則として、 監察法施行 査期 間は約六 事案

る、

再調

査は

第四 節 調 査の完了と再調査申請 の 可

ŋ が 察法施行細則等の関連規定により再調査 しないものとして処理される。 らせる。 認められたときは、 改善策が提示され、 民が苦情申立を行なった事案について、 苦情申立人は、 法律により、 監察院から調査についての意見を受け取ったあと、 注意改善が促される。それらが認められない場合には、 ただいずれにせよ、 弾劾・ (覆査) 譴責が提案される。 監察院の輪番派遣委員の調査により、 を申請することができる。 監察院は、 原則として、 行政機関の処理が妥当性を欠くときは、 調 再調査を申請する理由があれば 査の結果を文書で苦情申 弾劾・ 公務員に法律違反 譴責・改善策の提示に値 立人に 職務怠慢 法律によ 知

査における意見が法令の適用を明らかに違っているとき、 は新証拠を発見したとき、 ただし、それは特定の場合、 策の提 監察法施行細則等の関連規定によれば、 示に値しないものとされたときは、 ②事案に関する重要な証拠について、 すなわち、 ①調査で認定された事実を覆すあるいは揺るがすに足りる新事実あるい 苦情申立人あるいは利害関係者は、 監察院の調査 (原調査) に限られる。 調査員が見落とし、 が完了して、 再調査を申請することができる。 その事案が、 斟酌していないとき、 弾劾 譴 改善

再 調査 の 审 -請期 回が限度とされる。 限 は三年で 期 限 0 起算日は、 監察院が調査の処理の結果を文書で回答した発信日を基準とす

(163)163

## 第四章 まとめ

譴責を行なう。また、 以上のように、 公務員に職務の停止または緊急の是正を要するような法律違反・職務怠慢があると判断したときは 監察院は、 行政院およびその下部機関の業務および施設等に法律違反があるときは、 中央機関および地方機関の公務員に対し、 法律違反・職務怠慢があるときに、 関係委員会によ 弾劾

る審議・決定を経て、それらに関する改善策を提示する。

を誹謗するものは二二・一%あった」ことが紹介されている。 は、 ○○年(一年間)に監察院が受け付けた苦情のうち、監察院の職権に属さないものは二二・九%あり、 とがある。この点、二〇〇一年に陳孟鈴・監察院副院長等が来日された折、 は悪感情・圧迫を減少させることをめざしている。しかし、監察院の職権の範囲や苦情申立書の受理・処理方式 されていない状況にある。そこで、監察院は、その苦情申立事案を処理することにより、冤罪をはらし、あるい 市民は、 既述の通りであり、ときにより、職権の範囲および関連法令の制限を受けて、かえって市民の誤解を生むこ 監察院に苦情申立をする場合、往々にしてその心中に多くの不満および恨みが鬱積 監察院の活動実績について、「二〇 それらが解消 監察院等

機関の機能を果たす(オンブズマンの一般的定義は、 察委員を擁して、 そして、監察院は、 「官吏の心得の整理」、「官吏の公務のやり方に対する粛正」を掲げ、従来から市民の権益擁護を重視している。 なお、 監察院と人権の関係であるが、監察院は、その四大目標として、「人権の保障」、「市民の怨嗟の除去」、 中央および地方政府の公務員を監督する責務を負っている。 既述の通り、五権憲法によって独立して職権を行使し、高い識見と権威を備えた二九名の監 高い識見と権威を備えた者一人または複数が市民の行政に すなわち、 オンブズマン (監察使

勧善懲悪の推奨をなさねばならず、

将来的には、

積極的に監察権を行使して、市民の人権を保障し、

行政

0)

効率

る

、監察院は、

その改善策提示権や弾劾権を用い

こ

行政部門に人権を重視させることができる)。

近年、

性を高め

市民の恨みを取り

除き、

監察院は

慈しみのある

『人権院』

になるべきである」と述べているの

てい 章で紹介したように、 認定されている国内人権機関 を監督している。 る人権基準によって) 務も益々重要になり、 な業務となっている。そのようなわけで台湾国内で人権が重視されていくにつれ、 國際公約) る国際規約 立法院 対する苦情を受け付け、 務員の行為を正したり、 のために設置された国家機関のことを総称して、 ○日、二公約施行法が発効し、人権を保護・推進することが既に中央・地方政府機関の現在および将来の 題を解決する制度である)と同時に、本質上、 、る。そのようなことで、 (29) (五権のうち立法権をつかさどる)が、二〇〇九年三月三一日に、 。 以 下 (經濟 しかも、 「二公約」という)を通過させ、同年五月一四日、馬総統が二公約の批准書で、社會與文化權利國際公約)および市民的及び政治的権利に関する国際規約 職権を行使し、 時代の進展につれて監察院の地位や権能が変化することを前提に、「ただ単に消極的に公(31) 監察院の監察委員は、 弊害を取り除い 中立的な立場からその原因を究明し、 監察院が市民から受理した文書の八割以上、実際の調査事案の六割が人権問題に関 監察院は、 (国家人權機構、 中央・地方政府の機関の法律違反・ たり、 自身が、オンブズマン 国内における人権発展の新情勢に歩調を合わせて(二公約の列挙す 業務を推進したりするだけでなく、 National Human Rights Institution° 国内人権機関と呼んでいる) 人権保障の使命を負っている。 是正措置を勧告することによって、 (監察使) 馬総統が二公約の批准書に署名し、 機関の機能を果たすと同時に、 職務怠慢あるいは政策の妥当性 経済的・社会的及び文化的権 0) 実は、 機能を発揮できるとして、 より積極的に、 国連では、 監察院の人権保障に関する業 台湾国内の新情勢として 人権の推 (公民與政治權利 簡易 人権 の保 利に 進と保護 玉 迅速に 0 に関す わ 障 月 0

であ 5 (1)

弱者を思いやり、

市

民を思いやり、

ト等の活動を要請したりしているが、それらは全て、

人権の保障に資するものであるという。

寒い冬に温暖を送る活動を行なったり、

福祉機関の指導する心身障害者の青少年・

児童にコン

人格教育の推進により、

緩やかに監察の職権を発動し、

|温かみ| 政府機関を監督して行政の効率を高め、 院は積極的に職権を行使し、 を推進する活動、 例えば、 法律違反や職務怠慢のある公務員、 母の恩に感謝し、足を洗ってあげて親を敬愛する活動を広く推進したり 汚職腐敗・不法行為を減少させるということのほかにも、 行政機関 (公務機關) に対する査察を強化し、 「慈しみの心

第五章 わが 国の行政相談制度との対比における若干のコメント

には、 ば、 手に知らせることであるが、行政相談委員が関係行政機関等に直接 (§5) 政機関等における処理の結果を申出人に通知するというものである。 に必要な助言をなし 付けてい 政相談委員法二条一 婦人会・商工団体 7の認知度も低いものであるが、総務省わが国にも、それは台湾とは異なり、 事務処理の遅延等に関する苦情、 その旨を説明するなど)、関係行政機関や総務省にその苦情を通知し、 この制度では、 :・地域団体の役員等)が全国に「行政相談委員」として配置されている。 (34) 制度では、総務大臣の委嘱のもとボランティアである民間有識者約五千名 項により民間人として位置づけられており、その役割・権能は、 (例えば、その苦情が申出人の法令の不知あるいは事実の誤認に基づくことが明らかなとき 総務省の行政相談制度が存在し、平成二二年度は約一七万五千件の相談を受け 窓口職員の不親切等応接態度に関する苦情、 行政権から独立して監察権を担う監察院というようなものではなく、 「通知」 通知とは、 すれば 必要があると認める場合に当該行 単にある事実や自分の意思を相 営造物等の維持管理に関する 解決が図られうる苦情 苦情の内容に応じて申 (自治会・ 行政相談委員は、 福祉

行政相談委員が受け付けた苦情を踏まえ、

(行政相談委員法四条)、この仕組みが行政運営の改善をもたらすこともあるとされ

を述べることができ

係

者 ħ その他、

論説委員などの民間有識者に参集を求め、

図

ないと考えられ

る苦情事案につい

て、

総務大臣が、

高い

識見を有する公平な第三者として大学教授

懇談会として、

「行政苦情救済推進会議」

ーを開催し、

その

るが、 割 苦情、 行政相談委員はその権能として、 の点は、 的に解決されるよう促進する行為であり、 苦情を自ら解決する行為ではなく、 ことで同局が関係機関に解決 けているボランティア職員に近い印象である。実際には、事案により、 解決が可 権能も異 察委員が た同様の機能を果たしているといわれることもあるが、日本の行政相談委員は台湾の監察委委員が地方を巡回監督する際に地方住民の苦情申立を直接受け付けている点をとらえて、 権能は、 行政院が改善しない場合の担保措置がないため実効性に乏しく、 行 工事の 台湾においても、 能である場合を除いて、 なっている。 政相談委員は苦情の解決のために行政機関に働きかける権限を持ってはいない。 ・施工または監督に関する苦情など) (36) 監察委員というよりはむしろ、 行政相談委員は、 監察院は、 ・改善のあっせんを行なっているが、 総務大臣に対して、 総務省に通知するものであり、 申出人と行政機関等との間に介在して、 行政院に対し業務や施設について改善策 苦情の内容に応じて、 法的拘束力を有さないゆるやかな改善意思の表示である。 監察院内の苦情受理センター窓口において市民の苦情申立を受け もある。 業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見 日本の行政相談委員は台湾の監察委員とは権威も役割も しかし、 申 台湾・監察院のスタッフと対比すると、 出人への助言ない それ以外の場合は、 総務省の示す解釈によると、 実際には機能不全との指摘もある。(38) 総務省・行政評価局への通知がなされ 苦情の原因が除去され、 (糾正案) を提示することができ し関係行政機関等への通知 総務省に通知するものと したがって、 日本の行政 あ っせんとは もっともこ 苦情が自主 台湾 相談委員 その役 の監 0



されていることが諸外国におけるオンブズマン制度と同様の機能を発揮しているとして、 そのようなことで、 (正会員)、 わが国は、 平成八年からは、アジア・オンブズマン協会にも加盟している。 行政相談委員を含む行政相談制度、 改善策の提示にも前述のように担保措置の面で実効 的拘束力を有するものではない。 行政苦情救済推進会議等が一体として運用 ただ、この点は、 なお、 平成六年、 人権との関係で 性 監察院が行なう 一の問 国際オンブ 題がある。

ば、

適切 が 国

な処理が

行なわ

れない

善策の提示がどの程度実効性を発揮しているかの問題はあるとしても、

右の

制度が政府横断的に独立した機関と

は、

ズマン協会

行政相談委員を委嘱された行政相談委員のなかには人権擁護委員を兼務している者も多い。(空) が三権から五権になることはなかろうが、 おそれがあることを指摘しておきたい。 の前で. 協会の会員になったことを 紹介する監察院スタ ッフ 経て、 は、 進会議のメンバ るものである。 市女性センター て直接働きかける権限もなく、ただ、総務省のあっせんを権威づけ 察院の監察委員に近い。 談委員よりも、 合協議会会長、 監察院に所属する監察委員とは身分も違えば、 最後に、 あっせん 苦情処理については、 しは、 ・解決に繋げることもある。 しかも、 行政苦情救済推進会議のメンバーの方が、 元検事総長であり、 名誉館長、 東京大学名誉教授、元内閣法制局長官、 もっとも、 その総務省のあっせんは、 元環境庁事務次官、 右にみたように、 行政苦情救済推進会議のメンバ その経歴などをみれば、 独立機関が行なうのでなけれ 現在、 台湾の 全国 既述の 行政機関に対 行政苦情救済推 監察院による改 行政相談委員 通 台湾 行政 1 相 (168)168

立

|に関する問題が指摘されたのであった。

11

ずれにせよ、

台湾の監察院

監察委員制度は、

わが国を含め他国には存在しない、

行政に対する苦情

の対

なった行政庁と同じ系統である。そこで、審理員の候補者は左遷された窓際族しかいないなどと、 接関与していないといえどもやはり職員であり、 れども理屈では一見そうとも言えるが、 を不服申立に対応する審理手続の主宰者 を行使する制度を定める行政不服審査法の改正が議論されたときも、 かつて、市民が行政処分について当該行政庁あるいは上級行政庁に不服を申し立て、そのやり直しを求める権利 政策遂行に重点が置かれ、 立規制委員会を範とするものである。 力発電所事故をきっかけに、 光行政に支障をきたすため、 して機能すべきものとされている点は、 (独占禁止法二八条) わが国 国の経済の成長拡大が望まれた時代には、 内外から、 の公正取引委員会は独占禁止法の運用を行なう専門的機関であり、 地方レベルでも言えることである。 独立した原子力規制庁に変えるよう指摘を受けたのも、 が、それは、 中小企業・消費者の利益が顧慮されない結果となってしまうおそれがある。 公表を取りやめてやわらかな是正指導に留める等である。近時東北大震災での原子 経済産業省に付属している原子力安全・保安院が、安全面 独立性を認めなければ公正・中立な法運用が確保できないとするアメリ 事業者の公正・自由な競争確保をそれぞれの政策遂行官庁の責任としたら しかしさらに考えてみると、そのような審理員は、 わが国の行政相談委員制度と大きく異なるところである。 (審理員) とすることで公正性を確保しようとの手法が検討された。 競争政策、 例えば、 しかも多くの場合、 観光土産品に不当表示があっても、これを公表すると観 中小企業・消費者の利益は、二の次とされた。このよう もとの行政処分に直接関与していない 審査庁 独立機関が必要とされる一例と言えよう。 職権行使の独立性が認められてい (上級庁) は、 への配慮が足りないとし もとの行政処分を行 もとの行政処分に直 その公正 現に、

ź る

応システムとして興味深いものであり、ここに紹介した。

- 1 日本語への翻訳にあたっては、 原田松三郎・元神戸市外国語大学教授に大変お世話になった。
- 2 定、 俸給、 考試権は、 昇進、 公務員の選考権であり、 転任および褒賞に係る法制事項を所掌する人事機関である 考試院は、 公務員の選考、身分保障、 (考試院組織法六条一項)。 福利厚生、 退職ならびに任免、 務評
- 3 その他に、公務員の財産申告を受理したり、会計監査を行なったりする。
- 5  $\widehat{4}$ 訪問」 専門用語の日本語訳は、 小川尚『明代都察院体制の研究』(汲古書店、二〇〇四年)五頁。 (行政苦情救済&オンブズマン二○○二年四号六四頁)による。 おおむね、社団法人全国行政相談委員連合協議会事務局「台湾監察院一行全相協を表敬
- 6 中央政府の長・地方の長・地方議員)の財産申告を受理し、不合理な点があれば調査をすることができる。 その他、 陽光四法 (政党法・遊説法・政治献金法・公職人員財産申報法) の規定により、 公務員
- (7) 二〇一二年一〇月二五日に開催された「台湾最高行政法院裁判官と大阪弁護士会行政問題委員会との懇談会」 明によれば、 の最高の司法機関」(憲法七七条)と規定されているが、実際には、司法四元制度が採られており、 司法院の位置づけはわかりにくい。 守るためドイツ法をモデルに裁判官法を改正し、それらは懲戒委員会から職務法廷に移すこととされた。ちなみに、 法行政庁の五庁がある)の許金釵庁長 戒関係の法政策等を担う。司法院には、①民事庁、②刑事庁、③行政訴訟および懲戒庁、 (司会・山村恒年弁護士)において、台湾・司法院の「行政訴訟および懲戒庁」(同庁は、 裁判官・検察官の懲戒事件についても、これまでは公務員懲戒委員会で審理していたが、 蔡秀卿・大阪経済法科大学教授によれば、台湾では、憲法上、司法院は、 (裁判官資格を有し、裁判官経験を積んで司法院に戻った女性)から受けた説 ④少年および家事庁、 行政訴訟法改正、公務員懲 司法院は 司法の独立を 国家

機関ではなく、

四法廷

(憲法訴訟法廷・民事訴訟法廷・刑事訴訟法廷・行政訴訟法廷)

を行政的に統括する司法行政

機関に過ぎないという問題が指摘されており(二〇〇一年大法官五三〇号解釈) 現在、 アメリカをモデルとした「司

法一元」などの改正案が検討されているという。

- 8 一九四八年から一九九三年までに監察院は、五七九件に譴責権を発動し、一五四〇名の公務員を処分しており、
- この権限は、 号二○四頁)。譴責対象となった事案として、公立学校の先生がきちんと授業をしていなかったものなどがある。 適切に行使されれば、かなり有効であるとされる (青山武憲「中華民国監察院制度」社会科学討究四二
- 9 院における関係委員会である。外交部(外交・僑政委員会)、 処・経済部 行政院の下部機関(中央省庁)として、例えば、次のような機関があり、 ・経済建設委員会・農業委員会・環境保護署・原子力委員会 国防部 (国防・情報委員会)、 (財政・経済委員会)、 括弧内の委員会が各々に対応する監察 財政部・中央銀行・主計 教育部·国家科学委
- $\hat{1}\hat{0}$ 会である。行政院の下部機関については、 考試院に関する監察院関係委員会は内政・少数民族委員会、 注(9)。 司法院に関する監察院関係委員会は司法 獄 政委員

員会

(教育・文化委員会)、交通部 (交通・採購委員会)。

- 11 二〇一一年夏、 筆者の同行した台湾調査団 (既述) が監察院を訪問した際、 陳進利 ・副院長から受けた説明によ
- 12 職権を行使する範囲ではない 司法院大法官釈字三二五号の解釈による。また、 (司法院大法官釈字一四号の解釈による)。 訴えの内容が裁判官の自由心証に係るものであれば、 監察院が
- <u>13</u> この点は、 事案がそれらの救済制度の対象である場合、 わが国でも、 行政不服審査制度・行政事件訴訟制度には、一定の申 行政相談委員 (後出、 第五章参照) 立期間 による事案の処理が遅延し 出 「訴期 間 が設けられ てお
- 14 るうちに、申立期間 か かる政府の補償額が低いとするものなどである。 監察院が処理すべき事案の中で最も多いのは、 次に多いのは、 土地に関係する事案であり、 司法事案で、 裁判官の不公平、 都市計画、 土地の 引用法律の条項の 測 量 土 地 甪

出訴期間の経過により、

申

出人の権利利益が失なわれるケースも見られるという。

(171)171

不適切というようなものである (社団法人全国行政相談委員連合協議会事務局「台湾監察院一行全相協を表敬訪問

(行政苦情救済&オンブズマン二〇〇二年四号六六頁)。

<u>15</u> 監察院における市民の文書の受理・処理に関する法(監察院收受人民書狀及處理辨法)、 監察院苦情受理センター

設置要項(監察院陳情受理中心要點)等。

<u>16</u> 五千九二四件(三七・四%)ある(社団法人全国行政相談委員連合協議会事務局一台湾監察院一行全相協を表敬訪問 (行政苦情救済&オンブズマン二〇〇二年四号六六頁)。 監察院が二○○○年(一年間)に受理した苦情申立は一万五千八三八件で、そのうち内容が重複しているものが

<u>17</u> 表敬訪問」(行政苦情救済&オンブズマン二〇〇二年四号六六頁)。 属さないものの割合は、二二・九%である(社団法人全国行政相談委員連合協議会事務局「台湾監察院一行全相協を 監察院が二〇〇〇年(一年間)に受理した苦情申立(内容が重複しているものを除く)のうち、

18 恩地紀代子「台湾・監察院見学記」(神戸学院法学四一巻二号一二三頁)。

19 監察法施行細則等。

情受理センターの専用電話(〇二―二二四一三一八三内線八八二)に問い合わせることができる。 しており、市民はもし監察院の苦情受理センターのその日の当番 監察院では毎日あらかじめ定められた順序に従って監察委員が一人、 (日直) 苦情受理センターで市民の苦情申立を受理 監察委員の姓名を知りたければ、

21 院のウェブサイトあるいは所在地の地域の役所で、 監察委員が各地域の機関を巡回監督する日時と場所、市民の苦情申立を受理する時間・地点は、 「巡回監督行事暦」に記載されているほか、各地方政府の公報にも登載されている。したがって、 地方機関巡回監督の日時を確認することができる。 監察院ウェブサ 市民は、

調査のうちまだ完了していないものの件数が二〇件以下であれば、 監察院がまだ派遣調査をしておらず、その他の監察委員の自主的調査が行なわれておらず、委員自身が担当する 自主的調査を申請することができる。

(172)

29

『監察院はあなたのために何ができるか?

 $\widehat{23}$ 調査が完了して関係委員会で処理中であるなどの場合を除いて)、自主的調査を申請することができるが、 監察院の苦情受理センターで、その日の当番 すでに監察院が派遣調査をしていたり、 (日直) その他の監察委員が自主的調査を行なっていたり、 の監察委員が接見したとき、 同委員は、 原則として 自主的

査を申請しなければならないわけではない。

- $\widehat{24}$ られた行政訴訟法廷で扱うこととなった。 級制度がある。 ・・大量で迅速に解決しなければいけない事件は、 台湾の行政訴訟法は、二○一一年五月に改正され、二○一二年九月に施行されている。改正の内容の一つに、 従前の二審二級制度 (高等行政裁判所→最高行政裁判所) 高等行政裁判所の前に、 が、二審三級に改められ、 地方裁判所 (普通裁判所) 交通事件など簡 のなかに設け 審
- 25 会事務局「台湾監察院一行全相協を表敬訪問」(行政苦情救済&オンブズマン二〇〇二年四号六六頁)。 (総督府や監察院を誹謗するもの)の割合は、二二・一%であったとされる(社団法人全国行政相談委員連合協議 監察院が二〇〇〇年(一年間)に受理した苦情申立 (内容が重複しているものを除く)のうち、 具体性のないも
- (26) ○二一二三四一三一八三内線六六二。
- 27 二〇〇二年四号六六頁。 社団法人全国行政相談委員連合協議会事務局「台湾監察院一 行全相協を表敬訪問」 行政苦情救済&オンブズマン
- 28 規約 経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約 (自由権規約、 B規約 は、 人権に関する多国間条約である。 (社会権規約、 A規約)、 市民的及び政治的権利に関する 玉 際

(監察院能為您做什麼事?)』(二〇一一年四月)

四六頁。

国の

行

理されている 相談においても、 (安保克也 年金・社会福祉など、 行政相談 (委員) 国民の日常生活あるいは個人の権利・利益と密接に関連する事案が多く処 制度に期待されるもの」季刊行政相談一二八号四三頁、総務省ホームペ

ジ・行政相談の実績)。

- 30 進と保護のための国内機関 準の設定が進むにつれ、 は、 国内人権機関という用語は、 の推進と保護のために設置された国家機関のことを総称して、 国際的な人権基準を一国内で」実施すること、そのための国内システム、とくに、人権の推 (国内人権機関) のあり方に強い関心を持つようになっていった (日本弁護士連合会 国連で使われている National Human Rights Institution の日本語訳である。 国内人権機関と呼んでいる。 国連は、 人権基 ]連で
- 31 行使の範囲は変更しているが、監察委員が独立して職権を行使し、市民の権益を保障する精神には変わりはない。 台湾では、憲法の改正・陽光四法の制定施行・地方政府の改制・行政区域の範囲変更などに伴なって、 権

府から独立した国内人権機関設立のために』(二〇一一年一月)四頁)。

- 政相談委員制度の在り方に関する研究会「行政相談委員制度の在り方に関する研究会報告書」二〇〇九年八七頁)。 の行政相談に対するニーズに対処した行政相談の在り方に関する調査研究結果報告書」(平成一六年三月씞全国行政 :談委員連合協議会) 過去の世論調査 によると、八割から九割が行政相談委員による苦情の受付を「知らない」と回答している(行 (昭和四八年、 同五四年、 平成二年)によれば、認知度は三〇%程度にとどまっており、 国民
- 七万六五三一件(そのうち行政相談委員が受付けたものは五五%)である (総務省ホームページ)。 行政相談委員による行政相談は、定例相談所(市役所や公民館など)において、毎年四万回前後 (行政相談委員

平成二二年度における総務省(本省管区行政評価局及び行政評価事務所)及び行政相談委員が処理した件数は

 $\widehat{33}$ 

- 人平均年間八回程度)と、遠隔地の市民の利便のための巡回相談が毎年五~七千回開催されてい 度の在り方に関する研究会「行政相談委員制度の在り方に関する研究会報告書」六頁)。 る (行政相談委員
- 行政相談委員制度の在り方に関する研究会「行政相談委員制度の在り方に関する研究会報告書」
- 36 なもので、かつ、 社団法人全国行政相談委員連合協議会事務局「台湾監察院一行全相協を表敬訪問」(行政苦情救済&オンブズマ 一行政相談委員業務実施要領 関係行政機関等に通知すれば解決が可能であると認められる」苦情内容の例として掲げている。 (昭和五九年七月一日総務省長官決定) 抄」第四は、本文に紹介した事項を、「簡易

(174)174

ン二〇〇二年四号六四頁)。

恩地紀代子「台湾・監察院見学記」

神戸学院法学四一巻二号一二三頁。

38

- 39 する研究会) 身近な改善事例として紹介されている であるが、 芝池義一『行政法読本[第二版]』二一二頁。郵便局に備え付けられている各種手続用紙の文字は、 従前は赤色であり、それは、 第一回説明資料一・二五頁)。 (「行政相談制度・行政相談委員制度の概要」 高齢者にとって白地に赤は見えにくいとの行政相談委員意見が端緒となっ (行政相談委員制度の在り方に関 現在は 黒色
- 40 総務省の地方支分部局 (管区行政評価局・ 行政評価事務所) の場合は、 その長が開催する。
- 42用する病院・製薬会社等にも不都合がある(不合格であった場合─平成一○年度の合格率は七三%─の就職した学生 からの就職に配慮して、 など検討した結果、 上げて欲しい」という行政相談を受け、 なされている(総監第三三六号平成一○年一○月八日)。厚生省は、薬学系大学の少数意見等を引き合いに、 の精神的不安、 ·現時点においてあっせんに沿った試験の合格発表の年度内繰り上げは困難」との回答をしているが、その後: 人権擁護委員は、 例えば、 平成一〇年、 採用した病院等の補充困難性。合格した場合の仮採用・本採用手続の二度手間) 厚生省(現厚生労働省)に対して、年度内くりあげのあっせんが、三月末までに回答を求めて、 法務大臣が委嘱するボランティアで、二〇一二年一月現在、 現在では年度内に(平成二四年は三月三〇日)に合格発表が行なわれている。 薬剤師国家試験の合格発表日に関し、 総務庁 (現総務省)長官が開催する行政苦情救済推進会議で意見を聴取する 「新年度になってからでは、 全国で約一万四千人が活動 就職する学生にも、 ので、 年度内に繰り 五月に てい 四月
- 啓発活動をしたりしている。二〇一二年九月現在、 る。元教員や元公務員、 にあるため、 原子力安全・保安院は、 I A E A 自営業者などが選ばれ、 (国際原子力機関) 本来、 公正・中立に安全規制を行なう立場だが、 からも、 地域で法務局職員と人権侵害事案の調査や救済にあたったり、 全国人権擁護委員連合会の会長は、 保安院の独立性を担保するよう指摘された。 原子力利用を推進する経済産業省の 内田博文·神戸学院大学教授。 人権

 $\widehat{45}$   $\widehat{44}$ 

恩地紀代子「行政不服審査法案について」経営実務法研究一二号三五頁。 平成二〇年に閣議決定された右改正法案は廃案となり、現在、 政府において新たな検討が進行している。